

令和元年 10 月 11 日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・観光部観光課（まち魅力担当）の職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・観光部観光課（まち魅力担当）では、イルミネーションイベントである「OSAKA 光のルネサンス」を担当しており、本年度の実施については、11 月 4 日から 12 月 31 日までを予定している。本事業のイルミネーションコンテンツの 1 つである市役所本庁舎の正面西側壁面を飾る「イルミネーションファサード」は、LED ライトやネットなどを設置する必要があるため、その施工は高所作業を含む特殊な作業であり委託事業者が実施するが、作業に際し市役所庁舎内へ入る必要があるため、担当職員が立ち会い、鍵の管理等を行いながら事業者へ指示・監督を行っている。
- ・これまで、市民利用に影響のないよう、閉庁日である休日・祝日の日中に設置作業を行っていたが、本年度の施工日程について事業者と調整したところ、作業員及び特殊作業車の手配の関係から休祝日の都合がつかなかったため、市民利用や本庁舎勤務職員の業務に支障が出ないよう、平日の夜間から明け方にかけて作業を行うこととなった。
- ・については、設置作業への立会い等の対応にあたっては、職員の健康管理および円滑な業務運営ならびに効果的・効率的な業務執行体制を図る観点から、作業時間に合わせた勤務時間とするため、作業日である 2 日間について以下のとおり勤務時間の割振り変更を行いたい。

令和元年 11 月 24 日（木） 勤務時間 19:30～翌 4:00 休憩時間 22:45～23:30

11 月 25 日（金） 勤務時間 15:30～24:00 休憩時間 20:15～21:00

- ・なお、今回の対応はイベント開催期間の見直しにかかり必要になったものであり臨時的な対応であるため、来年度以降は作業立会い等にかかる割振り変更は生じない見込みである。

(支部)

- ・組合員の健康管理の観点から行うものであることから、基本的に了承するものであるが、イベント開催期間は例年どおり夜間対応となるということであるから、特定の組合員に変則的な勤務が集中することのないように配慮されたい。また、立会い等については事業の主担等である係員が対応するというところであるから、突発事態が生じた際などはすぐに相談等が行えるよう、管理職等との連絡体制を確立しておくこと。

(局)

- ・ご指摘の点については、勤務時間の割振り変更を実施するにあたり、適切に運用するよう管理監督者と連携して取り組んでいく。